

管理処分適否・劣後判断に係る審査分担表

○管理処分不適格財産（有価証券）

相続税法施行令第18条・施行規則第21条	税務署等の事務処理	財務局等の事務処理	備考
イ その譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、当該手続がとられていないものとして財務省令で定めるもの 一 物納に充てる財産（以下「物納財産」という。）である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法第四条第一項（有価証券の売出し）の届出及び同法第十五条第二項（目論見書の交付）の目論見書（同法第二条第十項（定義）に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）の交付（次号において「目論見書の交付」という。）が必要とされる場合に限る。）において、当該届出に係る書類及び当該目論見書の提出がされる見込みがないもの 二 物納財産である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法第四条第六項の通知書の提出及び目論見書の交付が必要とされる場合に限る。）において、当該通知書及び目論見書の提出がされる見込みがないもの	○「物納財産売却手続書類提出等確約書」の提出の有無を確認。	○同左	
ロ 譲渡制限株式	○提出書類の登記事項証明書で確認。 ○質権者や共有の有無等について提出書類の株主名簿及びヒアリングにより確認。	○譲渡制限のある場合、議決機関における解除手続、決議内容等を確認。	
ハ 質権その他の担保権の目的となっている株式			
ニ 権利の帰属について争いがある株式			
ホ 二以上の者の共有に属する株式（共有者の全員が当該株式について物納の許可を申請する場合を除く。）			
ヘ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）により事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。）とする株式会社が発行した株式	○提出書類の「誓約書」、「役員一覧」により警察当局へ照会を行い、該当の有無を確認（非上場株式に限る。）。	—	

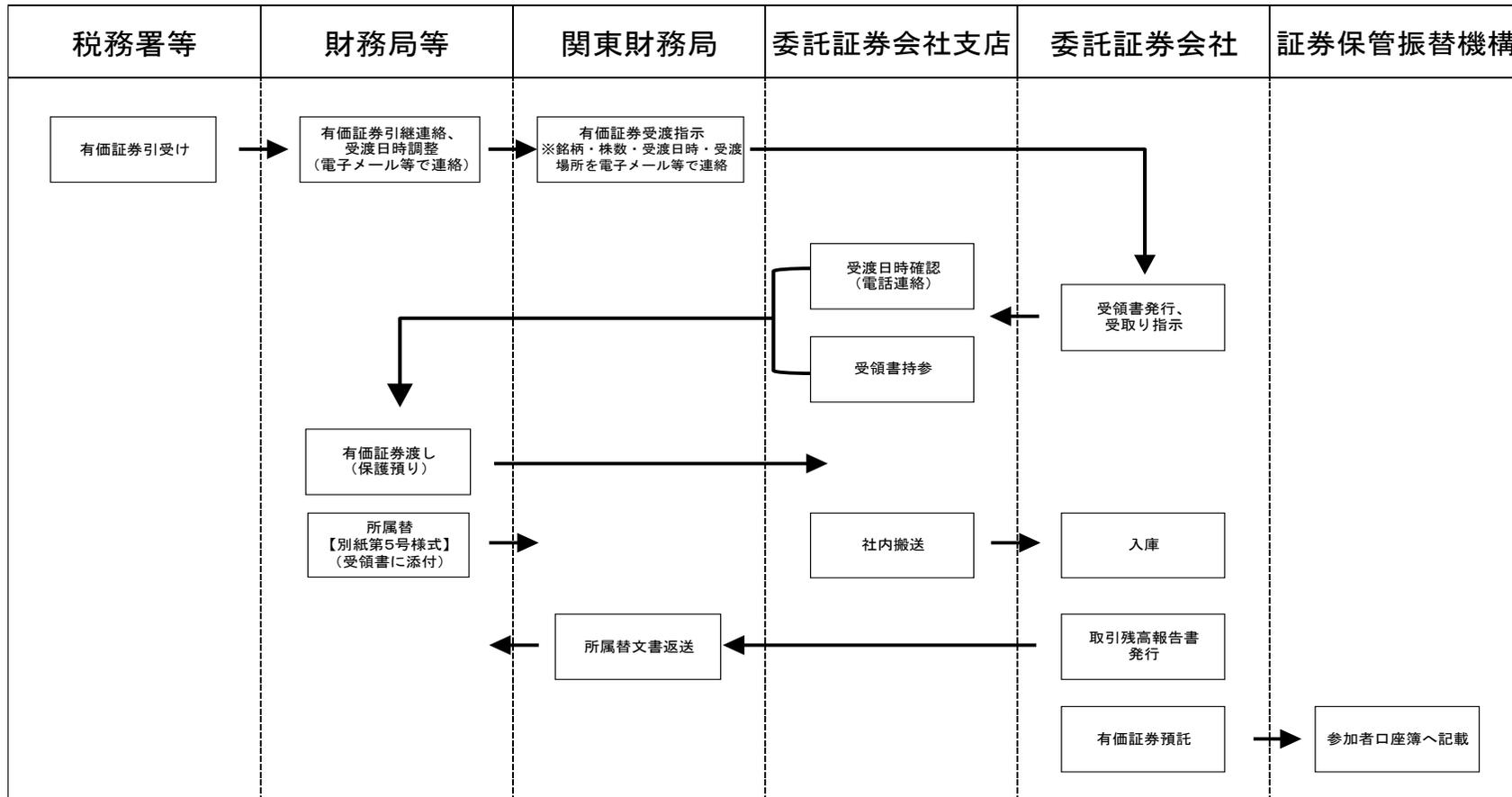
○物納劣後財産（有価証券）

相続税法施行令第19条	税務署等の事務処理	財務局等の事務処理	備考
14号 事業の休止（一時的な休止を除く。）をしている法人に係る株式	○直近2期の事業報告書（決算書）において活動状況を確認。	○必要に応じて発行会社の活動状況をヒアリング、現地調査等により確認。	○決算書等において主要事業に関する売上高が計上されていない、あるいは過少な場合が該当するほか、発行会社に対するヒアリング等から休止している事実を確認の上、判断。

(注1)「財務局等の事務処理」については、原則として記載の方法が考えられるところであるが、これ以外の調査方法を採用することを妨げない。

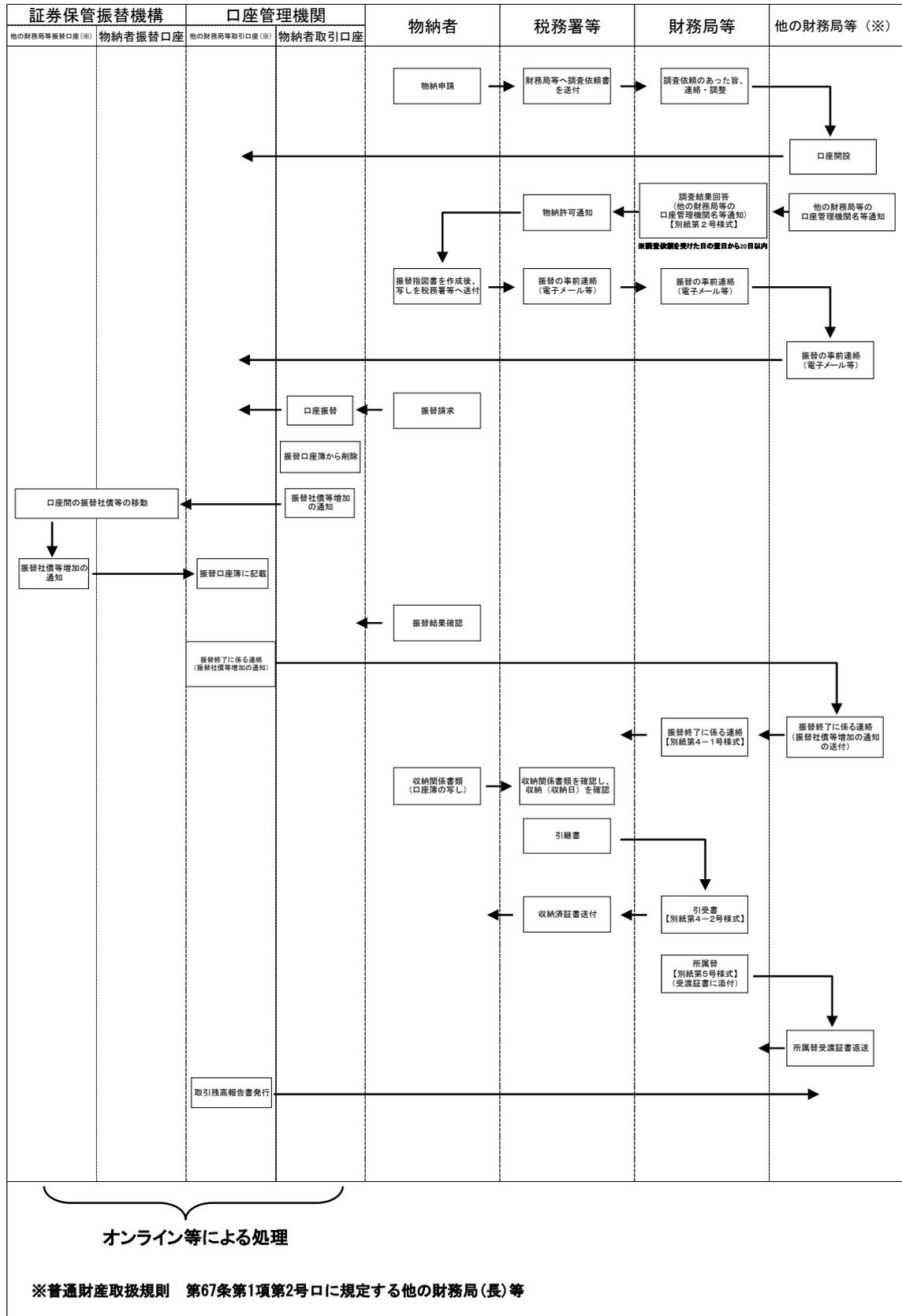
(注2)上記表へに係る「税務署等の事務処理」については、相続税法施行令附則（平成25年政令第113号）第3条の経過措置に基づき、実施されることに留意する。

有価証券（現物）受渡しの流れ



※受領書の名宛は、関東財務局

振替社債等の物納引受・所属替等の流れ



第1号様式

物納申請有価証券調査票

調査年月日 令和 年 月 日

調査担当者

1 物納申請者 住所 氏名

2 物納申請財産

区分	銘柄	数量	単価	価格
		()		

(注) 1 「区分」欄には、株式、社債及び投資信託の受益権等を記載する。

2 株式の場合は「数量」欄に、()書きで持株比率を記入する。

3 発行会社概要

会社名

社長名

事業内容

資本金（発行済株式数）

株主資本配当率（過去2年間）

4 財産管理会社概要（投資信託の受益権の場合に記入）

会社名

住所

口座管理機関

5 国税庁課税評価方式

6 評価基準による基準価格

7 物納の適否（否と回答する場合には、その具体的理由を記入すること）

第2号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

税務署（局、事務所）長 殿

財務（支）局（事務所）長

物納申請有価証券に係る調査の回答について

令和 年 月 日付 第 号をもって調査依頼のあった下記物納申請有価証券について、調査の結果を回答します。

記

申請者の住所・氏名			
区分	銘柄	数量	調査結果

管理又は処分をするのに不適当な理由

（記載要領）

- 1 「区分」欄については、株式、社債、投資信託の受益権等を記載する。
- 2 「調査結果」欄については、管理又は処分をするのに適当である場合には「適当」（物納申請有価証券が上場株式、上場されている公社債、上場投資信託及び振替社債等の場合には「適当、振替口座は別紙」、非上場株式の場合には「適当、ただし、許可に当たっては、「物納財産売却手続書類提出等確約書」の履行を条件とされたい。」旨記載する。）、不適当な場合には「不適当」と記載すること。
- 3 「管理又は処分をするのに不適当な理由」欄については、不適当な理由を具体的に記載すること。

なお、有価証券が複数の場合は、有価証券が特定できるようにすること。

別紙

・振替口座

区分	銘柄	数量	口座管理 機関名	口座番号	口座名義	備考

(記載要領)

- 1 銘柄毎に、数量、口座管理機関名等を記載すること。
- 2 振替国債の場合は、「備考」欄に、日本銀行の振込口座番号を記載すること。

第3号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

税務署（局、事務所）
納税管理官 殿

財務(支)局（事務所）
課長（統括国有財産管理官）

物納申請有価証券に係る補完事項連絡票

令和 年 月 日付 第 号をもって調査依頼のあった下記物納申請有価証券について、調査の結果、別紙の事項について補完を必要としますので連絡します。

記

銘 柄	
区 分	
数 量	
申請者の住所及び氏名	

(別紙)

補 完 事 項	理 由

第4-1号様式

令和 年 月 日

税務署（局、事務所）物納担当課あて

振替内容について

（財務（支）局（事務所） 統括国有財産管理官）

名 称	
額 面	
振替元（氏名）	
口座管理機関名 担当者氏名・連絡先	
その他必要事項	

第4-2号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

税務署（局、事務所）長 殿

財務（支）局（事務所）長

物納有価証券引受書

令和 年 月 日付 第 号をもって引継ぎのあった下記の財産については、これを引き受けたので通知します。

記

銘柄	枚数	券面額	券面記号番号 及び回数別	収納価額		備考
				単価	合計	

（注）不要な項目については、記載を省略すること。（例：株式の場合の券面額など）

第5号様式

有価証券所属替調書

会 計	一般会計	種 目	所属替年月日		〇〇財務（支）局		
銘 柄 名 (証券コード)	数 量 (株)	1株(口)当 り額(券)面額 (円)	収 納 価 格		本店所在地	収納官庁	収納事由
			1株(口)当 たり (円)	計(円)			
合 計							

- 【記載要領】 1 「収納事由」欄には「租税物納」、「国庫帰属」等根拠となる国有財産法施行細則第8条に定める国有財産増減事由用語及びその他の特記事項を記載する。
- 2 上場株式会社については、「証券コード」欄に該当するコードを記載する。

第6号様式

命 令 書

何 某 を財務(支)局(事務所)長の代理人と定め、下記の権限を行使することを命令する。

令和 年 月 日

財務(支)局(事務所)長 ⑩

記

令和 年 月 日開催の〇〇株式会社第 回定時(臨時)株主総会に出席して議決権を行使すること。

第7号様式

名義書換失念株等整理簿

銘柄		名義書換失念株等（親株）	100株	1株の額面金額	50円	価格	5,000円	決算期	3月9月	
当該株式の処分等の経緯	（処分の時期、方法、相手方、金額、特約事項等を記入する。）									
	受領年月日	受領額	左に対する計算根拠	還付額	左に対する計算根拠	受領、処分又は還付に際しての処理事項				
配当金	51.5.30	500円	年20%			（配当金500円に対応する決算期を記入する。）				
	51.12.1	500円	年20%							
	52.2.1			1000円	受領2期分	（還付の相手方、名義書換の有無、特約事項等を具体的に記入する。）				
新株予約権	×××	〇〇株	〇月〇日現在の株主に対し〇対〇の割合で割当			（年月日欄は、実際に割当通知を受けた日を記入する。）				
	×××	〇〇株				（処分の時期、方法、相手方、金額、特約事項等を記入する。）				
	×××			××円	××	（上記配当金の記載事項に準じて記入する。）				

以下、同様にして、無償交付株、清算分配金等についても作成するものとする。

第8号様式

令和 年 月 日

〇〇証券株式会社 御中

関東財務局

財務局長名 印

処分見込株式等調書の交付について

令和〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で貴社と締結した委託契約書第1条に基づき、処分見込株式等調書を交付します。

処分見込株式等調書

銘柄名及びコード		数量	指示価格	取引所
1				
2				
3				
4				
5				
計				

(注) 1 処分に当たっては、指示価格以上の価格で取引を行うものとします。

2 ただし、毎日の金融商品市場の終値を基準とし、翌日の指示価格を指示します。
(記載要領) 「銘柄名及びコード欄の上段には「銘柄名」、下段には「銘柄コード」を各々記載する。

第9号様式

誓 約 書

- 私
 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

契約担当官 財務（支）局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付

第 10 号様式

国有財産売買契約書

売出人国（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産（有価証券）の売買契約を締結する。

第 1 条 売買物件及び売買代金は、次のとおりとする。

- 1 種 目
- 1 銘 柄
- 1 数 量
- 1 価 格

ただし、1 株につき 円の割

第 2 条 乙は、本契約締結と同時に売買代金 円を甲に納付しなければならない。

第 3 条 甲は、乙が売買代金を完納した後、売買物件を引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件引受については、甲の指示に従わなければならない。

第 4 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたと

きは、その損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

第6条 乙は、甲が第4条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第4条の規定する解除権を行使したときにおいて、解除までの間に売買物件から生じた果実及び利益を甲に返還しなければならない。

第7条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

第8条 甲は、第5条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

第9条 売買物件引渡後、乙が名義書換等を怠ったため、乙において売買物件から生ずる果実又は利益を受けることができない場合に、売買物件に権利付又は配当金等の特約のあるときを除き、この果実又は利益は、原則として、甲に帰属する。

第10条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に疑義のあるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第12条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇財務（支）局（事務所）所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人国

契約担当官

印

買受人

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

印

第 11-1 号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

物納者

(物納随契適格者) 殿

財務(支)局(事務所)長

国所有株式の購入希望に関する照会について

当(支)局(事務所)で所有している下記株式について、購入の御希望の有無を確認したので、同封の回答書により令和 年 月 日までに返送してください。

なお、国からの購入価格については、物納財産における収納価格を目安としてください(実際の購入価格は、購入時点での時価となります)。

また、御希望のない場合には、一般競争入札による売却手続に移行することになりますので、その旨、申し添えます。

記

1 銘 柄 ○○株式会社株式

2 数 量 ○○○株

(注)

- 1 会社の役員、従業員及び取引先に対して購入希望を照会する場合には、代表者に一括して行うこととし、役員、従業員及び取引先への周知と取りまとめを併せて依頼するものとする。
- 2 株主への照会については、持株率が10%以上のものに対して行うものとする。

第 11-2 号様式

令和 年 月 日

財務(支)局(事務所)長 殿

回答者 住 所
氏 名

回 答 書

令和 年 月 日付〇〇号で照会がありました物納株式の購入希望については、
下記のとおり回答します。

記

1 購入を希望します

(1) 購入時期

(2) 購入数量

(3) 購入資金の手当方法

2 購入を希望しません

購入要望照会に関する回答内容について

- 1 「購入を希望します」又は「購入を希望しません」のいずれかに○印で囲ってください。
- 2 「購入を希望します」を選択された方は、次により、「購入時期」及び「購入数量」について記載してください。
 - (1) 購入希望時にどれだけの数量の株式を購入するのか具体的に記載してください。
例えば、令和〇〇年 〇〇株と記入してください。
 - (2) 株式数については（分割購入の場合は、株式の合計数）、原則として物納株式数と購入希望数量を一致させてください。
 - (3) 物納株式総数を一括購入希望者の場合には、1年以内の時期を原則として記入してください。
 - (4) 物納株式を分割購入希望の場合には、3年以内を原則として記入してください。
その際には、分割購入数量の合計が物納株式数量となるようにしてください。
- 3 「購入資金の手当方法」についても記載してください。
当該株式の購入に当たっての資金手当の方法を簡記してください。
例えば、「自己資金」、「銀行からの融資」、「所有不動産の売却資金」等

第 12 号様式

令和 年 月 日

財務大臣 殿

申請者 住所
氏名

有価証券売払申請書

下記のとおり有価証券の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 種目及び銘柄
- 2 売払希望数量
- 3 売払希望価格（1株当たり）
- 4 売払希望時期
- 5 売払申請理由
- 6 代金支払方法
- 7 その他参考となる事項

有価証券売払申請書の記載要領

1 種目及び銘柄

種目には、株式。

銘柄には、当該株式の会社名を記入してください。

2 売払希望数量

物納申請している株式数量を記入してください。

ただし、分割購入の場合には、分割購入する株式数量を記入してください。

3 売払希望価格（1株当たり）

適正な時価と記入してください。

（注）（見積り合せの場合は）見積額を記入してください。

4 売払希望時期

当該株式の売払時期を記入してください。

5 売払申請理由

売払いを申請する理由を簡記してください。

6 代金支払方法

即納と記入してください。

7 その他参考となる事項

上記以外に、売払申請に際し、参考事項を記入してください。

税務署（局、事務所）長

財務(支)局（事務所）長

物納有価証券に係る許可条件の履行通知書

令和 年 月 日付第 号をもって引き受けた〇〇様に係る下記 1 の物納財産については、相続税法第 48 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 に記載した事項の履行を要求しますので、その旨通知します。

記

1 履行要求に係る物納財産（種類等）

- (1) 株 式（銘柄名） 〇〇株式会社
(2) 数 量 〇〇〇〇株

2 履行要求する事項

- (1) 株式発行会社においては、内閣総理大臣に対し、有価証券届出書（通知書）を提出すること、及び提出した旨を速やかに連絡の上、写しを提出すること。
(2) 株式発行会社においては、目論見書を作成すること、及び作成後速やかにその旨連絡の上、提出すること。
(3) 評価に必要とする次の資料を提出すること。
事業報告書（2 期分）、決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 2 期分）、財務諸表附属明細書、上記 1 株式の評価証明書等

3 履行期限

- (1)について 本通知書受領後 ヶ月以内（又は令和 年 月 日）
(2)について 本通知書受領後 ヶ月以内（又は令和 年 月 日）
(3)について 本通知書受領後 ヶ月以内（又は令和 年 月 日）

4 その他参考事項

上記 2 記載の履行要求する事項の実施にあたり、準備が概ね整ったときには、具体的な提出時期等について財務局等と連絡調整を行うこと。

（注）必要に応じ、加除修正すること。

第 14 号様式

発 遣 番 号
令 和 年 月 日

税務署（局、事務所）長 殿

財務（支）局長

物納有価証券に係る引継関係書類の返戻について

令和 年 月 日付第 号をもって引継取消しのあった下記の物納有価証券に係る物納財産引継関係書類一式を返戻します。

本件書類を受領したとき、及び本件書類を物納者に引き渡したときは、その旨回答願います。

記

1 物納有価証券

銘 柄	
数 量	
申請者の 住所・氏名	
備 考	

2 添付書類

- (1) 物納財産引継書（物納財産明細書） 通
(2) 株券 通
(3) その他関係書類 通
()

発 遣 番 号
令和 年 月 日

殿

局長 名

国所有株式の購入について（ご案内）

当局で所有している株式について、購入をご検討していただきたくご案内させていただきます。御希望があれば別添有価証券売払申請書を、 年 月 日までに提出してください。

記

銘 柄	数 量	概算価格

この価格は、通知日（令和 年 月 日）時点での概算価格ですので、実際の契約価格ではありません。実際の契約価格は、「有価証券売払申請書」を提出いただいてから通知いたしますが、会社の経営状況等によって、上記の概算価格が変動することがありますので、あらかじめご承知おきください。

- （注） 1 会社の役員、従業員及び取引先に対する買受勧奨を行う場合には、代表者に一括して行うこととし、役員、従業員及び取引先への周知と取りまとめを併せて依頼するものとする。
- 2 株主への勧奨については、持株率が 10%以上のものに対して行うものとする。
- 3 申込み期限は、送付日から 1ヶ月以内とする。

第 16 号様式

発 遣 番 号
令和 年 月 日

財務省理財局長 殿

財務（支）局長

政府所有国債の買入銷却について

相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 41 条の規定に基づく物納により政府の所有となった下記の国債について、買入銷却方よろしくお取り計らい願います。

記

名 称	第〇〇回〇〇国債
額 面	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
記 号	
付 属 利 札	令和〇〇年〇〇月〇〇日渡 令和〇〇年〇〇月〇〇日渡 令和〇〇年〇〇月〇〇日渡
引き渡すべき日本銀行	日本銀行〇〇〇店
買入銷却を要する理由	相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 41 条 の規定による物納財産
政府の所有となった日	令和 年 月 日

（留意点）

本様式は買入銷却申請を行うに当たっての標準的な様式であり、国債の種類及び申請先の指示により、適宜項目を追加・削除すること。

非上場株式の保有及び処分実績 (令和〇年〇月末現在)

〇〇財務(支)局
沖縄総合事務局

(単位:株、円)

No	銘柄	決算期	取得日	台帳数量	台帳価格	累計買受数量	累計買受金額	直近買受時期	発行済株式数	保有株数	議決権割合	当期純利益	配当総額	配当性向	現状区分	接触状況	今後の対応
1	〇〇(株)	3月	H30.4.1	1,000	600,000,000	200	100,000,000	R2.12	3,000	1,000	33.33%	10,000,000	2,000,000	20.00%	2	・定期的に買受意向確認を実施しており、分割買受の実績あり。 ・H30年度は赤字決算のため買受意向なし。	・引き続き、株主総会等の機会を捉え、買受勸奨を行う予定。
2	(株)△△	9月	R5.11.1	0	0	200	100,000,000	R6.3.1	3,000	0	0.00%	10,000,000	2,000,000	20.00%	5	・R5年〇月〇日、買受勸奨(発行会社、買受意思有) ・R5年〇月〇日、売払申請書受領 ・R6年3月1日、契約締結。	-

(注1)「発行済株式数」「保有株数」「議決権割合」「当期純利益」「配当総額」「配当性向」は、直近事業年度末日における数値を記載する。
(注2)現状区分は、買受相手方との接触状況を踏まえ、以下から選択する。
1 順調 : 現在、全株買受計画の提出があり、計画どおり買受が進んでいるもの又は全株買受契約の予定があるもの。
2 停滞 : 過去に買受実績があり今後も買受が見込まれるが、全株買受計画の提出がない又は計画どおりに買受が進んでいないもの。
3 困難 : 買受予定者の資金繰りに問題がある、業績が悪化している等の理由により、今後の買受が困難なもの。
4 不可能 : 発行会社が実態不明、休業中、破産手続中等、現に買受が不可能な状態にあるもの。
5 処分済 : 年度内に保有していた実績はあるものの、年度末時点で既に全株処分済であるもの。

有価証券の処分実績調

(単位：株、口、円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
売却代金														
上場株式	株数													
	売却金額													
非上場株式	株数													
	売却金額													
国債	口数													
	売却金額													
社債	口数													
	売却金額													
地方債	口数													
	売却金額													
受益証券	口数													
	売却金額													
その他	口数													
	売却金額													

(注) 各銘柄ごとの内訳がわかる資料を添付すること。

第 19 号様式

法人実態調査票

調査官氏名		調査開始	・	調査完了	・
法人名		住所			
種目	1株(口) 金額	資本金額	事業目的	設立年月日	代表者
					氏名
取得事由	取得時期	数量	1株(口) 収納金額	金額	摘要

調査事項	調査対象及び方法	調査結果
①法人商号		
②法人の設立年月日		
③資本の総額又は発行する株式総数		
④1株の金額		
⑤物納者の住所、氏名		
⑥収納税務署等		
⑦評価税務署等		
⑧寄託日本銀行(又は代理店)名		
⑨法人の住所又は事務所の所在地		
⑩法人の役職員又は役職員であった者の住所、氏名、現職		
⑪法人の状況		

判定	判定の理由

備考:「判定」欄には、無実体法人か否かを記入し、「判定の理由」欄には、その判定を下した根拠を記入する。

第 20 号様式

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住 所

法 人 名

代表者名

物納財産売却手続書類の提出の同意について

の相続人 が物納する当社の株式について、国が一般競争入札に付することとした場合には、金融商品取引法その他の法令の規定により、一般競争入札に際し必要なものとして定められている書類（有価証券届出書又は有価証券通知書及び目論見書）を内閣総理大臣に対し提出することに同意します。

第 21 号様式

令和 年 月 日

財務大臣 殿

申出人 住所
氏名

物納株式購入に関する申出書

の相続人 が物納する の株式については、
下記により購入することを申し出ます。

記

1 購入時期及び購入株式数

2 購入資金の手当方法

物納株式購入に関する申出書の記載要領

1 購入時期及び購入株式数

- (1) 購入希望時期にどれだけの株式数を購入するのか具体的に記載してください。
例えば、令和〇年 〇〇株と記入してください。
- (2) 株式数については（分割購入の場合は、株式の合計数）、原則として物納申請株式数と購入希望株式数と一致させてください。
- (3) 物納申請されている株式総数を一括購入希望の場合には、1年以内の時期を原則として記入してください。
- (4) 物納申請されている株式を分割購入希望の場合には、5年以内を原則として記入してください。
その際には、分割購入株式数の合計が物納申請している株式数となるようにしてください。

2 購入資金の手当方法

当該株式の購入に当たっての資金手当の方法を簡記してください。

例えば、「自己資金」、「銀行からの融資」、「所有不動産の売却資金」等

別添

○ 金融商品市場で取引のある有価証券の処分に係る委託証券会社の選定方法について

金融商品市場で取引のある有価証券の処分に当たっては、原則として、以下の実施要領に基づき、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項により、一般競争入札により委託証券会社を選定する。

なお、一般競争入札は期日入札により実施する。

1 公告方法等

入札の公告は、財務局等の掲示板等へ「入札公示書」（別添第 1 号様式）を掲示する等の方法により行う。なお、公告期間は原則 10 日間以上とし、多数の入札参加者を得るよう配慮する。

入札参加資格については、予決令第 70 条及び第 71 条に規定する者を除くほか、上記様式の「入札公示書」の 2 に記載のとおりとする。

2 一般競争入札に付す事項

一般競争入札に付す事項は、一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金（以下「約定代金」という。）100 万円当たりの売却業務委託手数料及び振替一件一銘柄当たりの引受業務委託手数料とする。

なお、売却業務委託手数料の高額化を避けるため、当該手数料の算定に当たっては、100 万円当たりの手数料に乗じる約定代金に上限額を設けることを契約の条件とし、その額は 5,000 万円とする。

（参考）約定代金が 100 万円と異なる金額である場合には、売却業務委託手数料は、次の算式により算定する。

① 約定代金が 5,000 万円以下の場合

約定代金 ÷ 100 万円 × 100 万円当たりの売却業務委託手数料

② 約定代金が 5000 万円を超える場合

5,000 万円 ÷ 100 万円 × 100 万円当たりの売却業務委託手数料

3 入札保証金及び契約保証金の免除

入札保証金及び契約保証金の納付は免除する。

4 入札書等の交付

入札参加申込期間中、入札参加希望者に対して入札事項等の説明を行うとともに、「入札要領」（別添第 2 号様式）、「委託契約書」（別添第 3 号様式）、「入札書」（別添第 4 号様式）、「入札参加申込書」（別添第 5 号様式）及び「委任状」（別添第 6 号様式）を交付する。

入札事項等の説明に際しては、特に次の事項について周知する。

① 入札参加要件として、予決令第 72 条に基づく資格審査が必要であること

② 入札書の記載方法

③ 過去の物納等有価証券の売却実績

④ 契約期間中に見込まれる振替件数、及び処分金額

⑤ その他必要と認められる事項

5 入札執行の日時

入札執行の日時は、予決令第 72 条に基づく資格審査が終了すると見込まれる日以降に設定する。

6 落札者の決定

財務局長等が定めた予定価格以下で、最低の金額を入札した者をもって落札者とする。ただし、落札者となる同価のものが 2 者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

7 契約の締結

上記 6 により決定した落札者と、「委託契約書」（別添第 3 号様式）により委託契約を締結する。

8 その他

- (1) 上記により入札を行っても委託証券会社が決定しない場合には適宜の方法により委託証券会社を選定することができるが、この場合であっても、委託証券会社の資格は公示した内容に準じて取り扱う。
- (2) 既に委託契約を締結した証券会社が金融商品取引法等の行政処分を受けたこと等に基づいて契約を解除した場合で、かつ、新たな委託証券会社を選定する緊急の必要がある場合には、予決令第 102 条の 4 の第 3 号に基づき随意契約により選定することができる。

入札公示書

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 入札に付する事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間において、当財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商品市場において処分する際の委託業務

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録を受けた金融商品取引業者であること。
(4) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第4項に規定する口座管理機関であること。
(5) 入札執行の前日までに、予算決算及び会計令第72条の規定により、財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加資格審査事務等取扱要領（平成12年会第4095号）において、契約の種類が役務提供等で業務区分がその他の「〇」等級以上に格付けされた者であること。
(6) 金融商品取引所に上場されている国が所有する株式等の引受け、処分ができる者であること。
(7) 本店又は支店が東京23区内に所在すること
(8) 単元未満株式の処分の受託が可能な者であること
(9) 口座管理料、単元未満株式の買取請求に係る手数料及び公開買付による口座振替に係る手数料については、委託期間を通して所定の料金体系によること。

3 入札要領及び契約条項を示す場所

関東財務局

4 入札参加申込書の交付期間及び場所

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）

申込受付時間 〇：〇〇～〇：〇〇、〇：〇〇～〇：〇〇

ただし、土日祝祭日を除く

関東財務局 〇〇課（〇〇統括）

- 5 入札参加申込・入札事項等説明の期間及び場所
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）
申込受付時間 〇：〇〇～〇：〇〇、〇：〇〇～〇：〇〇
ただし、土日祝祭日を除く
関東財務局 〇〇課（〇〇統括）
- 6 入札執行の日時及び場所
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時
関東財務局 〇階 〇〇会議室
- 7 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。
- 8 入札の無効
入札参加に必要な資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。

以上公示する。

令和 年 月 日

関東財務局

本公示に関して不明な点は下記に問い合わせてください。

問い合わせ先	関東財務局 〇〇課（〇〇統括）	担当〇〇
	住所	
	電話	

入札要領

第1条 入札希望者は、入札公示書、本要領及び契約書（案）を熟読の上、入札してください。

（注） 一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金が百万円の場合の委託手数料及び振替一件一銘柄の委託手数料について一般競争入札に付します。約定代金が百万円と異なる場合の委託手数料は、契約書（案）において定めるとおりとします。

第2条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当官に提出してください。

第3条 入札は所定様式の入札書により、封書にして入札日時までに差し出さなければなりません。

第4条 入札書には、入札者の住所名称を記入の上押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

なお、入札書に記載した金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第5条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 入札参加資格を有しない者が入札したもの
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 1人で2通以上の入札をしたもの
- 4 入札公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 5 担当官が入札書不完全と認めたもの
- 6 入札書の金額を訂正したもの
- 7 郵送をもって入札書を送付してきたもの

第7条 開札は入札者の面前において行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

第8条 開札の結果国が定めた予定価格に達する入札がない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には入札を取り止めることがあります。この場合、異議を申立てることはできません。

第9条 落札者は、国が定めた予定価格以下で最低のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第10条 落札者が落札の決定の日から〇日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

第11条 入札要領及び契約書（案）は、必ず入札日までに返却してください。

また、入札に参加しない場合でも、入札要領及び契約書（案）を必ず入札日までに返却してください。

第12条 その他本要領に定めのない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

委託契約書

国（以下「甲」という。）は物納等により国の所有となる株式、社債、上場投資信託及び不動産投資信託等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該株式等を金融商品市場において処分するため、〇〇証券株式会社（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（委託契約の対象等）

第1条 甲は、別途交付する処分見込株式等調書（以下「株式等調書」という。）記載の株式等（以下「委託株式」という。）の処分を乙に委託するものとする。

2 甲は、委託株式の処分の委託に伴い、当該株式を乙に預託するものとし、乙は、所定の株式等振替決済口座管理約款及び「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」（以下「社債等振替法」という。）その他の法令の定めに従って適正に管理するものとする。

なお、口座管理料については、委託期間を通して所定の料金体系によることとする。

（口座管理料 円）

3 甲は、本契約を締結後、速やかに乙に甲名義の口座（以下「取引口座」という。）を開設し、取引口座に預託する株式等の振替を行うとともに、乙より取引残高報告書を徴するものとする。

4 甲は、株式等を乙に追加預託する場合には、取引口座へ社債等振替法に規定する振替機関（以下「振替機関」という。）における口座振替（以下「振替」という。）請求させるものとし、その場合には、物納者の氏名、株式等の銘柄、株数、振替元の証券会社名及び振替依頼日等を予め乙に通知し、引受けを委託するものとする。

乙は、この通知をもとに振替の確認を行い、甲に振替終了の連絡を行うものとし、甲は振替終了後、乙より、預り残高増加通知等の当該振替にかかる増加明細の報告書を徴するものとする。

5 前3項の振替並びに第3項及び前項の取引残高報告書等の発行に必要な一切の費用は、原則として乙の負担とする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（金融商品市場における処分）

第3条 乙は、株式等調書交付の日から金融商品市場において株式等を普通取引により処分するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、証券取引所において定める業務規程に規定する単元未満株式については、取引所金融商品市場外において処分することができるものとする。

なお、単元未満株式の買取請求に係る手数料については、委託期間を通して所定の料金体系によることとする。（1銘柄当たり手数料 円）

3 乙は、第1項及び前項の取引を行う場合には、委託株式の全部又は一部について、株式等調書記載の指示価格以上の価格をもって取引を行わなければならない。

4 甲は、指示価格を変更する必要があると認めたときは、乙に対し文書により通知して指示価格を変更することができるものとする。

(処分等の報告)

第4条 乙は、株式等の全部又は一部について処分をしたときは、直ちに甲に対し金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第37条の4第1項に定める書面を提出しなければならない。

(証明書の提出)

第5条 甲は、前条の規定により書面の提出があった場合において、当該株式等の1株当たりの価格が当該株式等の取引日の終値等と比較して著しく差異がある等その必要があると認めるときは、乙に対して当該株式等の価格につき金融商品取引所等の発行の証明書の提出を求めることができるものとする。

(処分株式の引渡し)

第6条 処分株式等の引渡しについては、乙が振替機関に対する他の口座への振替請求により行わせるものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(事情変更)

第8条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し又は、業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 第1項及び前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第9条 乙は、当該月の業務を終了したときは、速やかに甲に報告書を提出し、甲の指定する検査職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。

2 甲は乙から報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当月の業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(売却業務委託手数料)

第10条 甲が乙に支払う売却業務委託手数料は、一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金(以下「約定代金」という。)が百万円の時は(A)円とし、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。この場合、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 約定代金が百万円以外となった場合においては、次の各号に掲げる区分に応じた額とし、当該各号に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。この場合、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 約定代金が5千万円以下の場合

約定代金÷百万円×(A)円

(2) 約定代金が5千万円を超える場合

5千万円÷百万円×(A)円

3 第1項及び第2項に定める甲が乙に支払う売却業務委託手数料については、約定代金と相殺することができるものとする。

(注)【随意契約の場合、証券会社との合意内容を記載する。】

(処分代金の支払い)

第11条 乙は、前条に規定する約定代金から売却業務委託手数料を差し引いた処分代金をその都度甲の指定する方法により、甲に支払うものとする。

(引受業務委託手数料)

第12条 甲が乙に支払う引受業務委託手数料は、振替一件に一銘柄につき(B)円とし、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。この場合、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(公開買付による口座振替に係る手数料)

第13条 公開買付による口座振替に係る手数料については、委託期間を通して所定の料金体系によることとする。(1銘柄当たり手数料 円)

(口座管理料等の請求及び支払い)

第14条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、第1条第2項に規定する口座管理料、第3条第2項に規定する単元未満株式の買取請求に係る手数料、第12条に規定する引受業務委託手数料及び第13条に規定する公開買付による口座振替に係る手数料の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第15条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年(C)パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当することとなったときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき

(2) 乙又は乙の職員が、金融商品取引法に基づく行政処分(外務員の職務停止及び登録取消処分を除く。)を受けたとき又は不当な行為をしたとき

(3) その他甲が特に必要があると認めたとき

2 前項により本契約を解除する場合、乙は甲に対し損害賠償の請求をすることはできない。

(契約解除等に伴う処理)

第17条 甲は、委託期間が満了した場合又は前条により本契約を解除した場合には、乙から取引残高報告書を徴し、口座残高を確認の上、乙より振替機関に対し甲の指定する証券会社の口座への振替請求を行わせるものとする。

2 乙は、前項の振替を請求する場合には、甲の指示に従うものとし、この振替に必要な費用は乙の負担とする。

3 国の会計年度末において、取引口座内にある株式のうち処分未了の株式がある場合には、第1項及び前項と同様の取扱いをするものとする。

(損害賠償金)

第18条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第19条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判の管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇財務局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委 託 者	国			
契約担当官				
	〇〇	〇〇		印
支出負担行為担当官				
	〇〇	〇〇		印
受 託 者				
住 所				
名 称				印

入札書

令和 年 月 日

関東財務局
支出負担行為担当官 殿

入札者
住 所
名 称
代表者名 印

代理人又は復代理人
所属会社名
所属部課役職名
氏 名 印

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間において、
関東財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上
場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商
品市場において売り払う際の委託業務

十 万 万 千 百 十 一

2 入札金額（売却業務）

--	--	--	--	--	--

 円

入札金額（引受業務）

--	--	--	--	--	--

 円

(注) 1 売却業務については、一口注文で同一銘柄につき同一日に成立した約定代金が百
万円の場合の委託手数料、引受業務については、振替一件一銘柄の委託手数料につ
いて、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を算用数字で記載し、最初の数
字の前に「¥」を記入する。

2 委託手数料の算定に当たっては、同約定代金5千万円を上限額とする。

3 契約条件 契約書その他一切貴殿の指示のとおりとする。

別添第5号様式

入札参加申込書

令和 年 月 日

関東財務局
支出負担行為担当官 殿

住 所
名 称
代表者名 印

下記業務の入札参加を申し込みます。

記

業務名 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間において、
関東財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上
場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商
品市場において売り払う際の委託業務

[添付資料]

- 1 法人登記簿謄本
- 2 印鑑証明書

(連絡先)

所属部課		氏 名	
電話番号			
F A X			

委任状

令和 年 月 日

関東財務局
支出負担行為担当官 殿

住 所
名 称
代表者 印

代理人 住 所
役職名
氏 名 印

当社は、 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 1 委任事項 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間において、
関東財務局が実施する物納等により国の所有となる株式、社債、上
場投資信託及び不動産投資信託等の引受け及び当該株式等を金融商
品市場において売り払う際の委託業務に係る入札及び見積もりに関
する一切の権限

- 2 委任期日 令和 年 月 日

以上